ETC クレジットカードにおけるインボイス制度について

日本企業振興協同組合 代表理事 妹尾晴充

拝啓 仲秋の候、貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を 賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月 1 日より適格請求書保存方式(インボイス制度)がスタートいたしましたが、当初ETCクレジットカードについては、【ETC 利用照会サービスの利用証明書をもって適格請求書とみなす】との国税庁及び NEXCO の方針がありました。

しかしながら、令和 5 年 9 月 15 日の国税庁の発表により、当組合にて各高速道路会社の利用証明書を取得し、道路会社の名称及び登録番号を共有する事により、<u>組合員様の利用証</u>明書の保存は不要となりましたのでお知らせさせていただきます。

組合員様におかれましては、組合から発行される請求書の保存のみの対応で問題はなく、 既にETC 利用照会サービスへのご登録いただいた組合員様におかれましては、大変お手数を お掛けしました事をお詫び申し上げます。

なお、当組合のインボイス対応といたしましては、2023 年 10 月ご利用分(2023 年 11 月発 行)より、請求書レイアウトについて一部変更(登録番号の表記/利用料税区分の表記変更)をさせていただく予定となっておりますのでご了承ください。

以上、何卒ご理解を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬具

【本件に関するお問い合わせ窓口】 日本企業振興協同組合 事務局

担当:三好、寺見

TEL: 086-212-1160